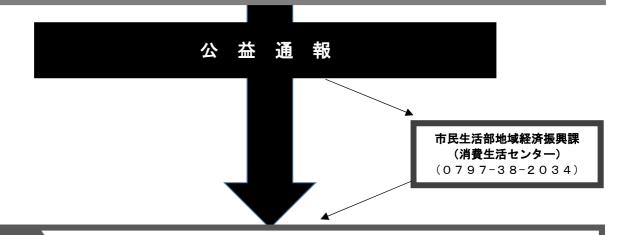
芦屋市公益通報制度の概念図

公益通報者

(現 行)

- (改正内容)
- ●事業者に雇用されている<u>労働者</u>
- ●当該事業者を派遣先とする派遣労働者
- ●当該事業者の取引先の労働者

⇒いずれにも退職者(退職後 1年以内)や役員を追加



公益通報先

所管課

通報対象事実の処分権限を有する課等



通報対象事実の処分権限を有する課等

対応

- ①通報対象事実の受理及び通報内容の調査
- ②通報対象事実に関する当該法令に基づく措置その他 適切な措置
- ③通報者へ受理(不受理),調査の実施経過,結果等を 通報者に通知

(現 行)

- ①「労働者」であること
- ②「不正の目的」でないこと
- ③「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨」の通報であること
- ④③であると「信ずるに足りる 相当の理由がある」こと
- ⑤「通報対象事実について処分 若しくは勧告等をする権限を 有する行政機関」に対するも のであること

(改正内容)

- ①退職者(退職後1年以内)や役員 を追加
- ④労働者・退職者(退職後1年以内) が通報する場合は、「通報対象事 実が生じ、若しくは生じるおそれ があると思われること、かつ、氏 名や通報対象事実の内容等を記 載した書面の提出」を追加(役員 が通報する場合は現行どおり)

公益通報の 要件は